

表1 預金保険の対象金融機関

対象金融機関等	非対象金融機関等
銀行 (日本国内に本店のあるもの)	政府系金融機関
信金中央金庫	外国銀行の日本支店
信用金庫	商工組合中央金庫
全国信用協同組合連合会	郵便局
信用協同組合	農林中央金庫
労働金庫連合会	農協
労働金庫	漁協
	水産加工業協同組合
	保険会社
	証券会社

(注1) 農水産業協同組合貯金保険制度に加入
(注2) 保険会社は「保険契約者保護機構」、証券会社は「投資者保護基金」にそれぞれ加入

皆さんは、「今年の4月からペイオフが解禁される」という話を聞いたことがあると思います。では「ペイオフ解禁」とはどのようなことかご存知ですか。ペイオフ解禁に備えての基礎知識として、これから「預金保険制度」について説明していきます。

預金保険制度とは
預金保険制度とは、金融機関が預金等の払戻しを停止したときなどに、預金者等を保護し、信用秩序の維持に資することを目的とした制度で、政府、日本銀行および民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が運営機関となっています。

ペイオフ解禁とは
現在、預金保険制度に加入している金融機関が万一破たんした場合、特例措置として、預金等は「全額保護」されますが、平成14年4月からは預金保険により保護される預金等は一定の金額の範囲内となります。こうした預金等の「全額保護」から「定額保護」への移行が、一般に「ペイオフ解禁」と言われています。ペイオフ解禁へ向けて、皆さんは今までに「預金保険制度」について知っておくことが必要と思われる。

対象金融機関及び対象預金等
預金保険制度の対象となる金融機関は表1のとおりで、保険の対象となる預金等は預金保険の対象となる金融機関が扱っている表2

表2 預金保険の対象と対象外の預金等

対象	対象外
預金(右の預金を除く) 当座預金、普通預金 通知預金、納税準備預金 貯蓄預金、定期預金 別段預金 定期積金 掛金 元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託を含む) 金融債(保護預り専用商品に限る) 上記を用いた財形貯蓄商品及び確定拠出年金の積立金	外貨預金 外国銀行の日本支店の預金 オフショア預金 日本銀行の預金(国庫金を除く) 対象金融機関の預金 預金保険機構の預金 無記名預金 他人名義預金 導入預金 元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等) 金融債(保護預り専用商品以外のもの) など

の金融商品になります。注意しなければならぬのは、預金保険制度の対象となる金融機関であっても取扱商品によっては保険の対象外

預金等の保護の範囲
機能停止し清算されます。平成14年4月以降は段階

預金保護の仕組み

となるものがあるということです。

的に定額保護へ移行します。まず、平成14年4月から平成15年3月末までの1年間、保険の対象となる定期預金等については、表3

金融機関が破たんしたときの預金等を保護する仕組みとしては、破たん金融機関の営業を健全な金融機関に譲渡するなどして、その際必要な資金を預金保険機構が援助する方式(いわゆる資金援助方式)、預金保険機構が預金者に直接保険金を支払う方式(いわゆるペイオフ方式)の二つがあります。どちらの方式でも預金等が保護される範囲は同じですが、前者の場合は、破たん金融機関の一定の金融機能(預金の受入・払出、決済サービス等)が健全な金融機関に移転し維持されるのに対し、後者の場合は、破たん金融機関の金融

を超える元本とその利息等や預金保険対象外の預金等は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われることとなります。しかし、預金等が支払われるまでにはかなりの時間がかかる場合があるため、預金保険機構は預金者からの請求に基づいて、破産配当見込額を考慮した一定の金額で当該預金等を買取る形で支払うことができます。これを「概算払い」といいます。

保護限度額を超える預金等の取扱い
預金保険の対象となる預金等のうち、1,000万円

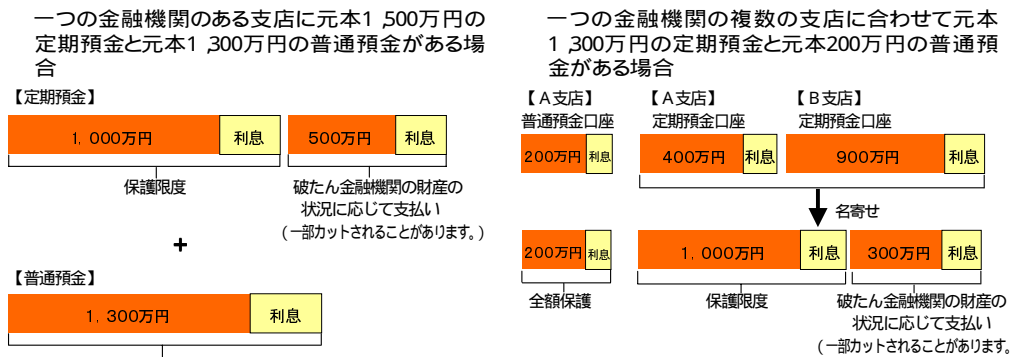
最後に

定額保護へ移行後に金融機関が破たんしたときには、預金等の一部が最終的に払戻しを受けられないことも予想されます。このため、預金者は日頃から金融商品に関する知識を養っておくこと、取引金融機関の経営状況などを把握しておくことが大切です。

で、以前に電話勧誘などで資格取得講座を契約したことがある人に対して、「資格を取るまで継続する義務がある」または、「登録を抹消する手続きが必要」などと新たな契約を迫るものがあります。しかし、継続する義務があるというは偽りであり、必要がないものは、当然として態度で断りましょう。

表3 平成14年(2002年)4月から平成15年(2003年)3月末までの1年間の取扱い

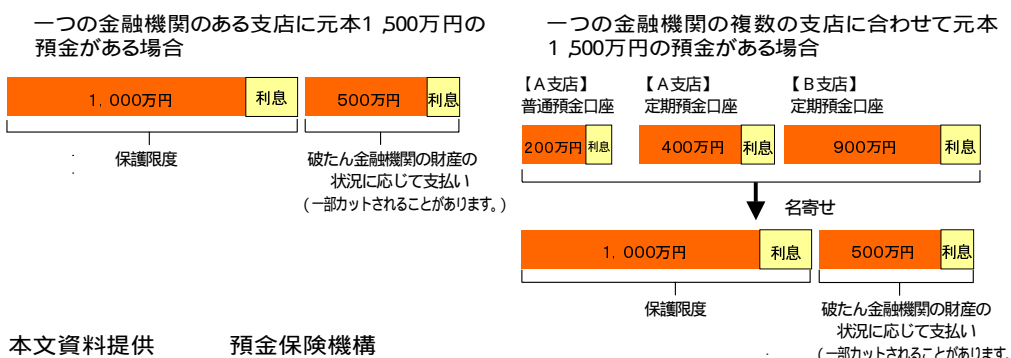
預金保険の対象となる定期預金等については、名寄せをした上で1金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等を限度として保護されます。それとは別に、当座預金・普通預金・別段預金は全額保護されます。



また、資金援助方式の場合に、保護限度額の部分と当座預金・普通預金・別段預金については、引続き譲受金融機関と取引が継続されることになります。

表4 平成15年(2003年)4月からの取扱い

預金保険の対象となる預金等については、名寄せをした上で1金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等を限度として保護されます。



本文資料提供 預金保険機構
ペイオフについてのお問い合わせは預金保険機構ホームページ

TEL 03 3212 6029
http://www.dic.go.jp.

知っていなければならぬペイオフのしくみ

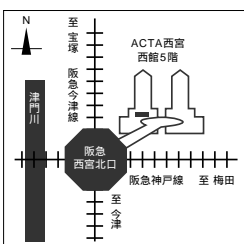


資格商法の二次被害にご注意!!

【相談】
7年前に受講した経営管理士通信講座の生進学習が、まだ終了していません。電話があり、継続か終了かと聞かれたため、終了すると返事をした。後日、終了するために必要と商品の申込書とクレジットの申込書が届いた。この相談の場合は、業者と信販会社にて申し込む意思がないことを書面で通知するように助言しました。

「クリーニング・オフ」
このような電話勧誘販売は、特定商取引に関する法律で規制されており、消費者は契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。

【クリーニング・オフ】
クリーニング・オフは通知を発信したときに効力が生じるため、消印の日付がクリーニング・オフ期間内であれば有効です。また、業者の同意も不要です。クリーニング・オフ通知の書き方は、契約書面などを



0999